

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年12月12日30人第1472号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、「平成28年度11月～12月にかけて、審査請求人が告発（相談）した上層部による審査請求人へのパワーハラスメント（所長の信用失墜発言）に対し、総務部人事課（以下「人事課」という。）による調査結果等を〇〇県議にどのように報告したのかわかる文書」に記載されている審査請求人の個人情報である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）に係る文書は作成も取得もしておらず、本件個人情報は存在しないとして、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定により、本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示とするよう求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成30年11月9日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、平成30年11月27日付けで、条例第18条第2項の規定により、開示決定等の期間を延長し、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、平成30年12月12日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、平成30年12月18日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

オ 実施機関は、平成31年2月19日付けで、当審議会に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張の要約は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は自身が受けたパワーハラスメント事案等について、人事課や主管課等に対し告発を行ったが、2週間以上、審査請求人に対し何のリアクションもなかった。  
「職場は助けてくれない」そう感じ取った審査請求人は、自宅のある選挙区から選出されている県議会議員の事務所である「〇〇事務所」に相談（陳情）した。すると、〇〇県議は、人事課に対し、きちんと調査を行い、その結果を報告するよう指示をしてくれた。  
その際の記録文書が存在しないなどということは、有り得ない主張であり、審査請求人に対して、作成していないとして不開示決定をしたことは、まさに議会軽視、パワーハラスメント問題の軽視、コンプライアンスの欠如、この事実を消し去ろうとした行為と受け取られても仕方が無い信用失墜・県議会への背信行為である。  
〇〇県議が人事課長に話をしてくださった直後、ようやく主管課の副課長が審査請求人にメールを返信してきた。  
ようやく動き出したパワーハラスメント等調査であることから、〇〇県議が人事課長とどのようなやりとりをしたのかは、非常に重要な情報であり、その文書が一切存在しないという主張、本件決定は、受け入れることはできない。
- (2) 実施機関は、「〇〇県議に対しては、人事課長から口頭で説明を行った」と主張しており、審査請求人が〇〇県議に訴えた「所長による審査請求人へのパワーハラスメント」及び「民間医師に対する侮蔑発言等」について、人事課長と〇〇県議との間で、話をする場が設けられていたことが明らかになった。この会談後、〇〇県議に当方から連絡しても返信が来なくなるなど、県議の様子に違和感があり、会談内容が調査経緯に大きな影響を及ぼしていることが推察される。
- (3) 「作成も取得もしていないので、不存在による不開示」として済ませる実施機関の対応は、条例違反とまではいえないものの、事案の重要性に鑑みると、非常に不誠実かつ配慮に欠ける不開示処分であったといえる。記録を残すべきかどうかの判断基準は、口頭での説明で終始したかどうかではなく、「事案の重要性」によって計られるべきである。只事では無い重大事態であったにもかかわらず、口頭説明で痕跡を残さなかった特別な理由でもあるのか。所長の発言の衝撃度、その問題性に鑑みれば、経過に関する記録を残していないのは、存在すると後々不都合なことがあり、問題の痕跡を残したくなかったという意向がみえる。「口頭で説明したから記録は存在しません」で済まされる性質のものではない。
- (4) もし本当に文書が存在しなかったとしても、実施機関は不開示決定通知書と共に、〇〇県議と人事課長の話し合いの「概要」を記したものを審査請求人に情報提供するなど、

審査請求人に配慮した何らかの対応をすべきである。実施機関の弁明理由には正当性がない。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人がパワーハラスメントであるとして相談した所長等の発言について、人事課において調査結果及び当該事案への対応に係る文書を平成28年12月6日に起案し、同月8日に課内決裁を完了した。当該調査結果については、審査請求人に対して、同日中に主管課副課長から電子メールにて回答を行い、人事課人事班からも同月16日に電子メールにて回答を行った。
- (2) また〇〇県議に対しては、人事課長から口頭で説明を行った。この説明を行った時の記録は作成していない。したがって、本件請求に係る文書は、現に作成も取得もしていないことから、不存在による本件決定を行ったものである。

## 6 審議会の判断

### (1) パワーハラスメントに関する相談窓口について

本県では、職場におけるパワーハラスメントを防止するために、平成24年3月28日付け総務部長通達により、平成24年4月1日から「パワーハラスメントの防止についての指針」を実施しており、当該指針中、本件決定の事務担当課である人事課は、パワーハラスメントを受けた職員などからの相談を受け、相談者へ助言を行うほか、事案によっては関係者からのヒアリング等調査を行い、必要に応じて関係者への注意・指導等を行う相談窓口とされている。

### (2) 本件個人情報の存否について

実施機関は、審査請求人からのパワーハラスメントに関する相談内容について、調査結果等を、起案・決裁を経た上で、審査請求人に対し回答しており、また、〇〇県議に対しては、人事課長が口頭で報告したことから、本件請求に係る文書は作成しておらず、本件個人情報は不存在であるとする本件決定を行ったことを説明している。

こうした実施機関の説明の当否を確認するため、当審議会は、条例第56条第4項の規定による見分調査等を行った。

まず、当審議会は、審査請求人からのパワーハラスメントに関する相談に係る処理等事跡が綴られたファイル（以下「対象ファイル」という。）を見分し、実施機関の説明のとおり、平成28年11月24日付けで審査請求人から寄せられたパワーハラスメントに関する相談内容に対する調査結果等が、平成28年12月6日付けで起案され、同年12月8日付けの決裁を得た上で、審査請求人に対し、電子メールにて送信されていることを確

認した。また、審査請求書に添付された資料（〇〇県議から審査請求人へ送信された電子メールの写し）の内容から、〇〇県議が審査請求人からファクスを受領したのは、平成28年12月7日頃であること、また、人事課長と〇〇県議の面談は、当該ファクスの受領直後に行われたと解されることを併せて確認した。

次に、人事課長が〇〇県議に口頭で報告を行ったという経緯について実施機関に確認したところ、①明確な日付の記録は残っていないものの、平成28年12月1日に開会した第9回福岡県議会定例会会期中に、人事課長が〇〇県議と議会棟で面談した際に、審査請求人からパワーハラスメントに関する相談をファクスにて受領した旨並びに処理状況の確認及び報告依頼があったこと、②〇〇県議の依頼内容は、特段文書で記録しなくても十分理解できたこと、③〇〇県議からは、①の確認結果を報告するに当たり、文書か口頭かなど報告形式に関する特段の指定はなかったこと、④その数日後に、人事課長が〇〇県議に対し、「既に調査を行い、対応済みである。」ことを口頭で報告し、〇〇県議からもその後追加の質問等はなかったこと、⑤人事課長が④の報告をするに当たっては、何らの文書も作成されていないことが説明された。

さらに、本件個人情報の有無を確認するため、人事課の執務室において、対象ファイル等を見分したものの、本件請求に係る一切の文書を確認することはできなかった。

以上の説明等により、〇〇県議から依頼があった段階で、審査請求人から人事課相談窓口へ寄せられたパワーハラスメントに関する相談内容については、既に人事課において、「対応済み」であり、〇〇県議からの依頼内容は、改めてこれを人事課において精査し、起案・決裁等を経て、報告しなければならないような性格のものではなく、人事課長が「対応済み」であるという結論を端的に報告すれば足りるものであったことが認められる。

したがって、その限りにおいては、〇〇県議への報告に際し、人事課において、特段の手続を経る必要はないため、起案・決裁文書を含む何らの文書も作成しなかったこと、また、〇〇県議から説明形式についての特段の指定がなかったこともあって、人事課長が〇〇県議に対し、「対応済み」であることを直接口頭で報告したという説明は、特段不合理なものとは認められない。

さらに、見分調査の結果、本件請求に係る文書を確認できなかったことを踏まえると、実施機関が、本件請求に係る文書を作成していないことを理由に、本件個人情報について、本件決定を行ったことは妥当である。

### (3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、当審議会は、実施機関の行った本件決定の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。